

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月一日

愛知県名古屋市中区玉池町一番一

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
馬場 与蔵 滋賀県草津市南山田町一〇三一番地
公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金
令和七年度決算公告

一、事業概要

法人一団体、個人五名に対し、総額五十五万円の奨励金支給事業を行った。

二、財産目録

令和八年六月三十日現在

資産合計

四、八四二、八二〇円

負債合計

〇円

正味信託財産

四、八四二、八二〇円

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道歌志内市字東光五番地、最後の住所北海道歌志内市字本町六三番地

被相続人

亡

米澤 厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道滝川市栄町三丁目四番二四号 滝川

なのはな法律事務所

相続財産清算人

弁護士 大根田紫織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番、最後の住所札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番二六号 被相続人 亡 松本 敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番二六号 被相続人 亡 松本 敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

キド車輻工業株式会社
代表取締役 木戸 敬

株式の種類及び数
普通株式 一五〇〇株

令和八年九月一日

事務所札幌市中央区大通西十一丁目四番地
登記センタービル四階 ちくま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹間 朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区琴似三条三丁目六二番地二五、最後の住所札幌市西区琴似三条三丁目一番五号 被相続人 亡 佐藤 大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区南一条西十四丁目ワフスわたなべビル七階 三木・佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 迅生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市稲穂三丁目一番地、最後の住所札幌市北区新川七五番地二ケアハウス新川サニープレイス三二五号

被相続人 亡 岩崎 信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区北五条西十一丁目一七一一 札幌総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桐澤祐佳里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市日吉町四丁目七七番地、最後の住所北海道函館市東山町一八二番地二〇

被相続人 亡 野呂 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通一丁目三番一五号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稻吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稻吉一五八四番地 被相続人 亡 坂本 政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道函館市新川町一八番二二号

相続財産清算人 嶋田 敬昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区篠路五条九丁目一二番、最後の住所札幌市厚別区大谷地西四丁目五番二七 被相続人 亡 松浦 智和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区大通西十二丁目北海道高等学校
教職員センター 北海道合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 榊井 妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町北成島二区六四番地、最後の住所岩手県北上市和賀町横川目一
二地割四七番地四 被相続人 亡 多田 惺

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道函館市新川町一八番二二号

相続財産清算人 嶋田 敬昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区篠路五条九丁目一二番、最後の住所札幌市厚別区大谷地西四丁目五番二七 被相続人 亡 松浦 智和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区大通西十二丁目北海道高等学校
教職員センター 北海道合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 榊井 妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町北成島二区六四番地、最後の住所岩手県北上市和賀町横川目一
二地割四七番地四 被相続人 亡 多田 惺

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通一丁目三番一五号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稻吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稻吉一五八四番地 被相続人 亡 坂本 政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通一丁目三番一五号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稻吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稻吉一五八四番地 被相続人 亡 坂本 政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通一丁目三番一五号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稻吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稻吉一五八四番地 被相続人 亡 坂本 政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通一丁目三番一五号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稻吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稻吉一五八四番地 被相続人 亡 坂本 政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

茨城県つくば市梅園二丁目一番地一一梅園山之内ビル四〇一 億田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 億田 諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市緑二六六番地二、最後の住所群馬県藤岡市緑二六六番地二

被相続人 亡 山口 雅江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号

石原・関・猿谷法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区栄町二二番地一、最後の住所千葉県千葉市中央区栄町二二番地一、三〇一 被相続人 亡 細田 允子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所千葉県中央区中央三丁目八番八号
中央CIB七階 かんま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 陽子

第47期決算公告

令和8年9月1日

茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2600

株式会社ジェー・シー・オー

代表取締役 宮内 宏和

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	391,917
	固定資産	4,509,233
	資産合計	4,901,151
負債・純資産部	流動負債	2,146,869
	固定負債	28,633
	負債合計	11,694,113
	資本剰余金	11,694,113
	資本剰余金	48,939,831
	資本剰余金	10,000
	資本剰余金	48,949,831
	資本剰余金	48,949,831
	資本剰余金	(1,124,058)
	負債・純資産合計	4,901,151